

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件「結婚の自由をすべての人に」

控訴人ら 番号1外5名

被控訴人 国

意見陳述要旨

2022(令和4)年8月1日

札幌高等裁判所第3民事部1係 御中

控訴人番号2番

1 札幌地裁の違憲判決から1年以上が過ぎました。提訴した日から数えると、3年半の月日が経っています。

そして、私とパートナーである控訴人番号1番との交際期間は、あと数ヶ月で20年に至ります。あたり前の日常を過ごしてきただけですが、やはり長い年月です。

私たちは二人ともに若く見られがちですが、確実に年をとったなど最近とくに感じています。パートナーは本を読むとき、100円ショップで買った拡大鏡のメガネが欠かせなくなり、私は最近、急に右肩が上がりなくなりました。もし同性婚ができる世の中であったなら、まだ若いときに、何の葛藤もなく、結婚式をあげていたかもしれませぬ。

2 2019年2月14日の提訴のときから、私はずっと、この裁判は人権問題だと信じてきました。

裁判の最中、ネット上でこんな意見を目にすることが度々ありました。

「結婚できなくても2人が幸せならそれでいいのでは…」 「なぜそんなに結婚にこだわるのか？」

こういった一見正しそうな言動の数々が、私たちの口を塞ぐのだと感じています。

例えば、女性の参政権、聴覚障害者の運転免許取得、車椅子使用者のバス乗車といった、あらゆるマイノリティへの差別と権利獲得の歴史に照らし合わせてみれば、先ほど引用した発言がいかにも不条理かつ冷たい態度なのか明らかです。

人権に沿った社会の様々な変化。それは誰かが声を上げたことから生まれてきた結果ではないでしょうか。

- 3 もともと三重県出身の私のパートナーは、今から25年前、大学を卒業後、意を決して北海道に移住しました。

札幌ではすでに、性的少数者の存在や人権問題の可視化を目的としたデモ行進、いわゆるパレードが始まっていました。

その当時行われた「セクシャル・マイノリティ・プライドマーチ札幌」のパフレットをいま見ると、実行委員のメンバーのなかに、若かりし日のパートナーの名前があります。

札幌のパレードは20年以上前から、その後「レインボーマーチ札幌」「さっぽろレインボープライド」と名称を変えて、若い世代が引き継いでいます。

- 4 地縁のない土地で1から人生を切り拓いていた彼と、同性愛者の自覚はあっても地元で表立った行動をすることはなかった自分ですが、2002年11月17日、私とパートナーは、今年1月に閉館となった4プラの地下入口前で初めて会いました。

現在、私のパートナーは、仕事の傍らにLGBTQの若者支援に携わるなど、

主にピアサポート（当事者同士の支え合い）を中心に活動を続けています。

パートナーだけではありません。全国各地の、その土地に暮らす当事者を中心とした様々な動きは、ときに各地域が連携しながら連綿と続いてきました。

この裁判が、長きにわたる人々の足跡の上にあることは、見過ごしてはならない事実だと思っています。

- 5 2022年6月20日、大阪地裁判決のその日、私とパートナーは大阪にいました。

札幌地裁の違憲判決に次いで、みんなと歴史的な瞬間を分かち合うことができたなら、私は心のうちで、そんな想像をしながら傍聴席に座っていました。

関西訴訟の弁護団、原告たちは、それぞれの人生を賭ける思いで、司法に期待をしていたと思います。

しかし判決は、婚姻とは別の制度について言及しながら、「分離すれど平等」政策と同じ方向性を示すという、21世紀にもなって、信じがたい内容でした。

- 6 大阪地裁、判決の言い渡しは蛇行する道のように、全容をすぐには理解出来ませんでした。その後、判決文を読めば読むほどその印象は深まりました。

判決文の後半、憲法14条が合憲である理由のなかに、「同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについてはなお議論の過程にあること」とありました。

「…議論の過程にある」その表現に違和感がありました。いつどこでどんな議論がされていたのか？私には覚えがありません。

2019年12月、札幌地裁で国側は、裁判所からの「同性間における婚姻を認めることによって生じる影響を検討した資料」を出すようにという求釈明に対して、こう答えていました。

「現時点において、同性婚の導入を検討していないため、資料の提出は困難

である。」

未だ国側は具体的な検討をしていません。大阪地裁はどうして「議論の過程」にあると言えたのでしょうか。

7 先日、実際に私たちが経験した出来事をお話します。

とある企業団体からの依頼で、パートナーがLGBTQについて講演を行ったときのことで、私はその様子を壇上の隅で見学していました。

講演が終わって質疑応答のとき、参加者の1人からこんな質問がありました。

「このままLGBTQの存在を認め続けると、この先、小児性愛などの犯罪行為も認めなければならなくなるのではないか」そんな趣旨の発言でした。

目の前で、自分自身の属性と性犯罪が同列で語られたことに、重く苦々しい困惑が残りました。その困惑は屈辱感だと、あとになって気づきました。

8 この質問を受けたパートナーは、怒りを抑えながらも冷静に対応していました。

しかし限られた数分間のなかで、理解を求めるには限界がありました。壇上で矢面に立った彼は、私以上にキツイ心境だったはずで。

性的少数者(セクシャルマイノリティ)は、性犯罪者でも病気でもありません。性犯罪が問題だからといって、たとえば異性愛を制限するような話には絶対にならないはずです。なぜ、異性愛者と同性愛者で不均衡な扱いが平然と行われるのでしょうか。

この講演会の場で私は、見えない空気のような差別の現実を、改めて突きつけられた気がしました。

9 大阪地裁の判決文について、話を戻します。

私をもっとも驚いたのは、判決文の以下の部分です。

「同性カップルと異性カップルの享受し得る利益の差異は相当程度解消ない

し緩和されつつある」だから、憲法14条には違反しないと…。

この意見陳述書の冒頭で引用した「結婚できなくても2人が幸せならそれでいいのでは…」本質的には、これと同じことを言っているだけではないでしょうか。

たしかに、LGBTQを取り巻く環境は、この数年だけでも大きく変わったように思います。だからといって「解消ないし緩和されている」と判断するのは、あまりに楽観的にすぎると感じました。

- 10 裁判を起こすほどの、原告それぞれの背景といま在る社会構造は、そんな単純に「解消ないし緩和」出来るものだったのでしょうか。

関西訴訟の原告たちは、自分たちが意見陳述や尋問で話したことを裁判官たちは本当に聞いていたのだろうか？あの日、そう呟いていました。その無力感や悔しさをなかつたことには出来ません。

判決文をよく見てみると、目に見える「利益の差異」だけをもとに、他には何も問題が存在しないかのように「解消ないし緩和されている」としています。

でも問題は「利益の差異」だけではなく、むしろ「差別の差異」です。大阪地裁の判決ではその点を避けているため、判決文のなかから原告たちの声が消えていました。だから当事者の実感からまるで剥離した「解消ないし緩和されつつある」という、唐突な感想が現れたのだと感じました。

- 11 アジアで最初の同性婚を実現した台湾は、日本とほぼ同じ時期にパートナーシップ制度が始まっていました。そして2年後には、司法院が同性間に婚姻を成立させない民法を違憲とし、そこから2年以内に同性婚を実現させています。

さらについ先日、台湾に暮らす日本人と台湾人の同性カップルが同性婚を求めていた裁判で勝訴したというニュースが流れてきました。

本当に良かったなど、祝福する気持ちになりました。同性婚の実現は、もは

や日本国内だけの問題ではありません。

12 2021年3月17日に行われた札幌地裁の判決では、視界が広がったような開放感を覚えました。人権を自分自身のこととして、身を以て理解した瞬間でした。

「憲法14条1項に違反する」

この判決を聞く前の自分には2度と戻りたくない、そう強く感じています。

たくさんの当事者が、札幌の違憲判決に希望をもったことはたしかです。

どうか、この札幌控訴審で、私たちの未来を照らす判決がなされることを心から願っています。

以上